

公益財団法人真岡市農業公社の役員及び評議員の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益財団法人真岡市農業公社（以下「公社」という。）の役員及び評議員に対する報酬並びに費用弁償の額及び支給方法に関して必要な事項を定めるものとする。

(報 酬)

第2条 公社の役員及び評議員の報酬の額は、別表第1のとおりとする。

- 2 報酬は役員及び評議員が業務に従事した後遅滞なく支払うものとする。
- 3 報酬は現金又は、役員及び評議員が指定する金融機関の口座へ振込により支給する。

(費用弁償)

第3条 公社の役員及び評議員が公社の業務のため旅行したときは、別表第2に定めるところにより費用弁償として旅費を支給する。

- 2 市内旅行並びに理事会、評議員会への出席及び監査の業務にあたる場合は、旅費を支給しない。
- 3 前2項に定めるものを除くほか、旅費の額は、真岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第97号）による。
- 4 旅費は、役員及び評議員が公社の業務のために旅行した後遅滞なく支払うものとする。
- 5 旅費は、現金又は役員及び評議員が指定する金融機関の口座へ振込により支給する。

(重複給与の禁止)

第4条 真岡市、はが野農業協同組合、県等（以下「真岡市等」という。）の職員のうち、真岡市等から給与の支給を受けている者が、公社の役員及び評議員を兼ねる場合には、第2条の規定にかかわらず、報酬は支給しない。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年6月2日法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

別表第1（第2条関係） 報 酬 額 表

役 員	日額 5, 0 0 0 円	評議員	日額 5, 0 0 0 円
-----	---------------	-----	---------------

別表第2（第3条関係） 費 用 弁 償 額 表

区 分	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	日 当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)
役 員	真岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第97号）による。				2, 6 0 0 円	1 3, 1 0 0 円
評議員					2, 6 0 0 円	1 3, 1 0 0 円